# 医療補助金

### ■医療補助金とは?

組合員又は加入配偶者が医療機関(調剤薬局含む)で、健康保険適用の診療(調剤) を受け、窓口で支払った一部負担金(保険適用分のみの額)を医療機関別、入院・外来別、医科・歯科別に分けた 1 か月分の合計額から、1,500 円を控除した額の 60% (100 円未満切捨)を、請求により給付します。(1,670 円以上が対象)

なお、地方公共団体等から附加給付や高額療養費などの払戻がある場合は、その金額を控除して計算します。

☆例 5月にA病院に5日(1,000円)と18日(2,000円)に受診後、 入院(30,000円)した。

(外来 3,000円-1,500円)×60% 給付額 900円

(入院 30,000 円-1,500 円) ×60% 給付額 17,100 円

5月受診分の給付額計 18,000円

## ■請求できる者

組合員、加入配偶者のみ。その他家族の方は対象となりません。

# ■請求できる期間

受診した月の翌月から3年以内となりますが、1度に大量の請求とならないように3ヶ月や半年、1年分毎に請求してください。

(例:令和2年4月受診分 → 令和5年4月末までに互助組合に到着)

なお、<mark>同一受診月の請求は1回限り</mark>ですので、ひと月分の診療が確定してから請求 してください。また、請求もれ(忘れ)にもご注意ください。(16 頁参照)

# ■給付対象外

- ①介護保険制度の自己負担分 ②インフルエンザや肺炎球菌等の予防接種
- ③健康保険適用外の費用(個室使用料、差額ベッド代、文書料など)
- ④入院時の食事療養費 ⑤その他健康保険適用と判断できないもの

# ■給付金の送金(裏表紙を参照)

**互助組合で受け付けた翌月末日に送金**していますが、給付金**送金のお知らせは毎月 送付していません**。

過去1年分(前年2月末~当年1月末給付)の給付金明細を「給付金送金一覧」と して毎年1月末に送付しますので、給付金は通帳を記帳して確認してください。

## ■医療補助金の請求手続き

請求方法は病院に記入してもらう A 型請求、自身で領収証や医療費のお知らせから 記入する B 型請求の2通りの請求方法があります。(同病院で両請求方法の併用不可) なお、平成 31 年 4 月受診分以降から、領収証ではなく、医療費のお知らせ(医療 費通知)の添付でも請求できるようになりました。(13 頁参照)

# A型請求の場合 (領収証の添付は必要ありません。)

- (1) 医療補助金請求書上部の「退職組合員番号、区分、請求者(療養者)氏名、生年月日等」をご自身で記入のうえ、医療機関に持参し、以下を伝え「病院(調剤薬局)領収欄」に記入を依頼する。(手数料が発生する場合があります。)
  - 〇保険診療による自己負担金(一部負担金)で、診療月別、入院別、外来別に 1,670円以上のものを記入
  - 〇保険点数も必ず記入
  - 〇病院・調剤薬局名欄の記入は不要
  - 〇下部の所在地・医療機関名等の記入、押印
- (2) 記入してもらったら以下を確認し、互助組合に送付してください。
- 〇上部の退職組合員番号、区分、請求者(療養者)氏名、生年月日等の記入漏れ 〇領収証は不要です。

注意:ご自身で領収証等を元に「病院(調剤薬局)領収欄」に追記しない。

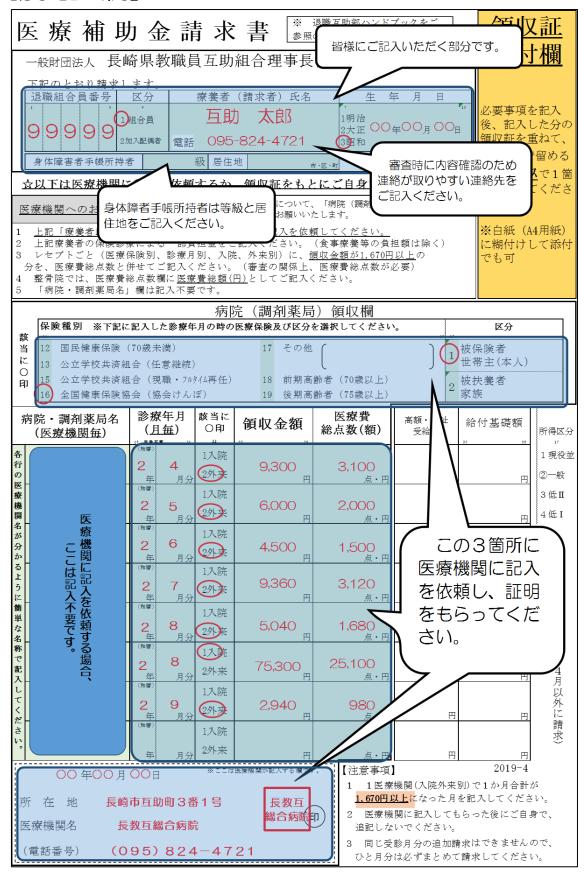
# 留意事項

- ・ 必ず上部の請求者 (療養者) 氏名欄を記入後、依頼してください。
- 医療補助金請求書はボールペンで記入してもらってください。
- ・ 9か月分以上を記入する場合は、 2枚以上必要となります。
- 医療補助金請求書記入のための手数料は医療補助金の対象外。



同一受診月の請求は1回のみとなっていますので、他の医療機関と請求月を合わせるため、「〇〇月分まで記入してください。」と伝えましょう。(次頁下部留意事項も参照)

# 【A型請求記入例】



### 【留意事項】

同じ受診月分は後から追加請求できませんので、<u>同じ月に複数の医療機関や調剤薬局に受診</u>している場合は、請求する受診月を合わせて、全ての医療機関分を一度に請求してください。

【例】 A病院 $4\sim9$ 月分と、B薬局 $4\sim7$ 月分を1度請求すると、B薬局の8,9月分を後で請求しても給付対象外になります。

# B型請求の場合 (領収証の添付が必要です。)

- (1) 記入するための前準備
  - ○領収証を組合員、加入配偶者に分ける。
  - ○領収証原本の提出ができない場合は、重ならないようにコピーを取る。
  - ○それぞれの領収証を医療機関、調剤薬局毎に分ける。
  - 医療機関や調剤薬局毎に分けた領収証を**受診年月**で並べ替える。
  - ○医療補助金請求書の上部、請求者(療養者)氏名欄等を記入
- (2) 医療補助金請求書への記入
  - ○(1)で分けた領収証を受診月毎に保険診療による自己負担金(一部負担金) を合計し、1,670円以上になった分を医療補助金請求書に1行ずつ記入する。 ※ 同受診月・同医療機関であっても入院と外来は合計できません。
  - ○「病院・調剤薬局名」欄は、同医療機関を連続して記入する場合、繰り返し「ハ」 を使って構いません。(他の記入欄は使用不可)
  - ○1 枚の請求書に最大8箇所の医療機関を記入することができます。 (あるいは、1つの医療機関を8ヶ月分記入できます)
- (3)領収証の添付
  - 〇記入した分の領収証を<u>医療補助金請求書</u>の領収添付欄にホチキスやクリップ で1点留めをして互助組合へ送付してください。
  - ●領収証原本が添付できない場合は、コピーしたものを添付して構いません。
  - ●送付された領収証は、返却できません。また、コピーして領収証原本返却して 欲しいという旨の連絡があった場合は、医療補助金請求書と一緒に全て返却 しますので、領収証のコピーで再度請求してください。
- (4) 記入が終わったら以下を確認し、互助組合に送付してください。
  - 〇上部の退職組合員番号、区分、請求者(療養者)氏名、生年月日等の記入漏れ (最下部の所在地等の医療機関名欄は記入不要です。)

☆添付する領収証の要件は、12頁の領収証添付例を参照してください☆

#### 【担当者からのお願い】

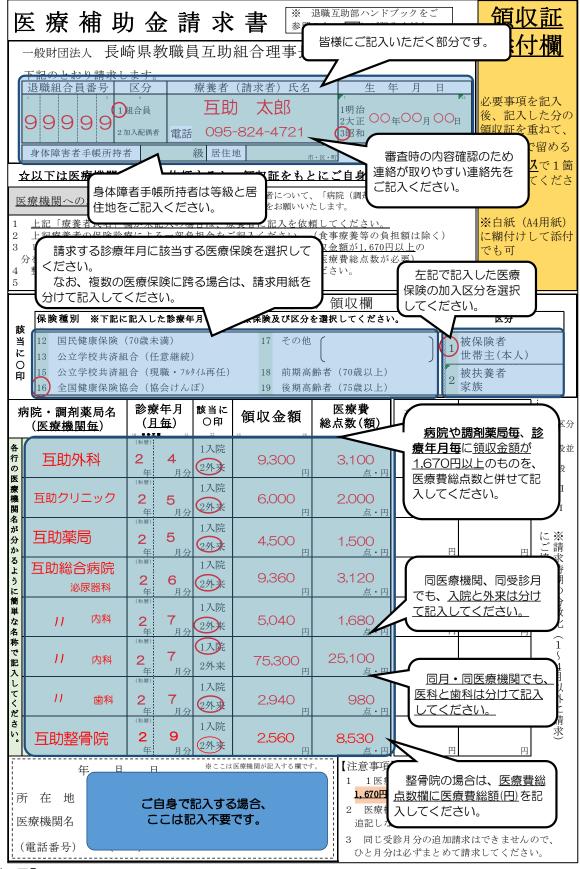
- ・領収証をコピーして請求したのを忘れて何度も請求される方や、原本で再度請求される 方がいます。審査業務の効率化のためにも重複請求の防止にご協力ください。
- ・領収証が大量になる場合は、A型請求か医療費通知による請求(13頁)にご協力ください。



<u>同一受診月の請求は1回のみ</u>となっていますので、追加請求が発生 しないよう請求漏れを無くし、<u>他医療機関と請求月を合わせて請求</u>し てください。



# 【B型請求記入例】

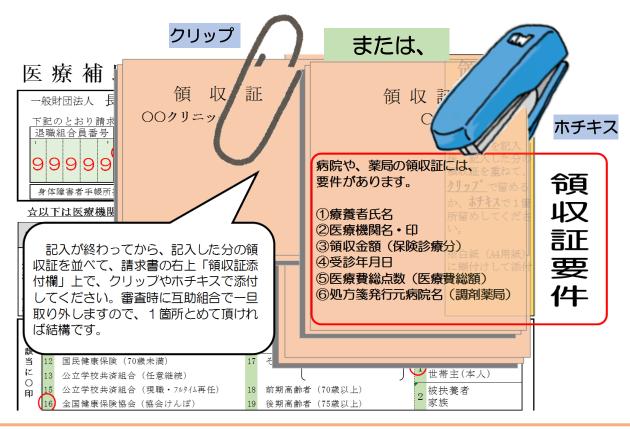


### 【留意事項】

- ・記入に迷われないよう、病院・調剤薬局欄に、医療機関名(略称等でも可)を記入して、<u>診療</u> 年月毎に続けて記入してください。(同医療機関は月合計を記入)
- ・ 平成 31 年 4 月以降の調剤薬局分は、「処方箋発行元医療機関」ごとに分ける必要は無くなりました。(同じ調剤薬局は月合計して記入)

#### 【B型請求時領収証添付例】

※クリップまたは、ホチキスにより、1箇所留めで添付してください。



### 【領収証に関する留意事項】

- 領収証は、審査時に取り外すため、絶対に糊付けしないでください。
- ・上記領収証要件の①~⑥を満たさない領収証を添付していた場合は、対象外 として処理する場合がありますのでご注意ください。

# 事務局からのお願い

近年の医療保険制度の改正の影響と思われますが、医療補助金の請求件数が年々増加しており、月末締翌月末給付のスケジュールに支障をきたす可能性が出てきております。(1月~4月は大量の請求書が届いています。)

合算ミス(医療機関毎、月毎になっていない)など、記入時に本書で確認することで未然に防ぐことができますので、<u>請求方法を今一度見直して</u>いただき、審査事務量軽減にご協力をお願いいたします。

また、平成31年4月以降受診分より、「医療費のお知らせ(医療費通知)」による請求(次頁参照)もできるようになりましたので、併せてご確認いただき、利用しやすい方法で、請求していただきますようお願いいたします。

# ★ 『医療費のお知らせ』(以下、医療費通知という) を利用した請求について

平成31年4月受診分以降は、加入されている保険者より年に1~6回程度(回数は保険者による)送付されている、「医療費通知」を領収証の代わりとして、医療補助金の請求ができます。

医療費通知には、医療機関毎、月毎、入院・外来毎に整理され、一覧で掲載されていますので、領収証を整理する作業が不要となり、医療補助金請求の手間を大幅に削減できます。

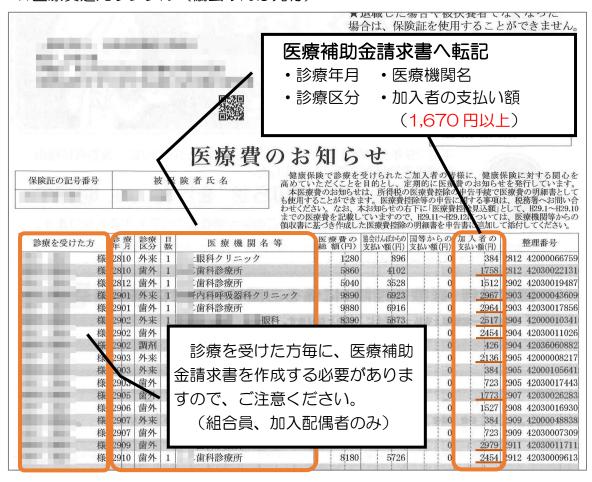
※任意継続の場合は、医療費通知が届かない場合がありますので必ず保険者に確認してください。

## ■医療費通知による請求の仕方

- (1)原則、原本を添付。ただし、確定申告に利用される場合は、コピーでも可。
  - ※ 原本は、返却できません。また、コピーで請求される場合、明細面で受診者名が 分からない場合は、表の宛名面も併せてコピーしてください。
- (2) 医療費通知に記載されている 「加入者の支払い額」 欄が 1,670 円以上になっているもの を医療補助金請求書にそのまま転記する。(四捨五入しないでください)
- (3) 医療費通知を領収証添付欄にホチキスかクリップで留める。
- (4) 医療補助金請求書の上部(退職組合員番号等)を記入の上、互助組合に提出。 基本的には、前述のB型請求と同じですが、医療費総点数の記載が不要となります。

(保険診療分だけが掲載されているため)

☆医療費通知サンプル (協会けんぽ発行)



# ■医療費通知による請求の留意事項

#### (1)窓口支払い額と異なる場合がある。

医療機関窓口では 1 の位を四捨五入され 10 円単位での支払いになりますが、医療費通知は、1 円単位で記載されています。

医療費通知で支払い額が 1,665 円~1,669 円と記載されているものは、領収証を添付して 請求してください。領収証がない場合は、これらのものは対象外とさせていただきます。

### (2) 家族分も掲載されている場合

加入配偶者分も掲載されている場合は、組合員、加入配偶者、各々請求していただく必要がありますので、医療費通知をコピーの上、各々請求してください。

※1 枚の医療補助金請求書で、2人分の請求はできません。

### (3) 医療費通知に掲載されない医療費について

保険者への請求あるいは、保険者の医療機関への支払が遅れているもの等は、掲載されない 場合があります。掲載されていない受診分は、<u>追加請求により対象外とならないよう</u>領収証も 合わせて利用し請求してください。ただし、**重複請求にも十分ご注意**ください。

(※追加請求については、16頁の注意事項もあわせて参照ください)

#### (4) 処方箋発行元医療機関が異なる調剤薬局分の仕分けについて

調剤薬局分を処方箋発行元医療機関毎に仕分けることはできませんので、一つの調剤薬局分として記入して構いません。(分けて記入されていたら合計して記入して構いません)

# (5) 保険者からの医療費通知の送付について

加入している保険者より依頼せずとも送付されますが、任意継続中の場合などは送付されない場合もありますので、必ず保険者に確認してください。

# (6) 平成31年3月以前の受診分について

平成31年3月以前に受診されたものを医療費通知にて請求された場合、除外させて頂く旨のご連絡をした上で、計算対象外とさせていただきますので、これまでどおり領収証を添付して請求するか、医療機関に記入を依頼して請求してください。

# (7) 医療費通知からの転記漏れについて

医療費通知から医療補助金請求書に転記をしていただきますが、<u>転記の漏れ</u>(対象になるものが記入されていない)の場合でも、後から領収証等を用いて請求されることも考えられるため、審査時に<u>互助組合側で医療補助金請求書に追記はしません</u>ので、記入の際にはご注意ください。(転記する金額の誤りや、調剤薬局の合算などは互助組合側で訂正します)

## ■高額療養費制度について

同月で同医療機関に支払う金額が、高額となり、定められた「自己負担限度額」を超えると、その超えた分が保険者より附加給付や「高額療養費」として払戻を受けることができます。

(手続き等は、加入している保険者へお問合せください)

医療補助金は、下記自己負担限度額を上限として給付額を計算します。

### 国民健康保険世帯の自己負担限度額

2020年4月1日現在

#### ○70歳未満の方(同月、同医療機関。ただし、21,000円以上は合算)

区分(年収)	1 か月の自己負担限度額	多数該当*
約 1,160 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%	140,100円
約 770~1,160 万円	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%	93,000円
約370~770万円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%	44,400円
約 370 万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600円

#### O70 歳以上の方(同月)

区分(年収)	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)		
約 1,160 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%			
約 770~1,160 万円	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%			
約 370~770 万円	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%			
約 370 万円以下	18,000 円 (年間上限 14 万 4 千円)	57,600 円 (多数該当*44,400 円)		
低所得者Ⅱ	0.000 ⊞	24,600円		
低所得者 I	8,000円	15,000円		

※多数該当:直近12か月間に既に3回以上高額療養費に該当していた場合の4回目以降の限度額 入院時の食事代、差額ベッド代等の保険診療の対象とならないものは除きます。

# ■福祉医療費について

心身に重度の障害がある方に医療費の助成をする制度です。主に身体障害者手帳の等級が1~2級の方が対象ですが、在住市町によって異なります。また、受給には年齢や所得の制限があるため、お住まいの市町役場にお問合せください。

なお、等級に限らず身体障害者手帳を取得された場合は、互助組合に届け出る必要があります。(再認定が必要な方は、その後の認定の有無についてもご連絡ください)

※ 身体障害者手帳を取得され、市町から医療費の助成がある方は、助成額によっては、医療補助 金の対象とならず、「福祉給付金事業(21頁参照)」を受けていただくことになります。

手続き方法をご案内しますので、互助組合にご連絡ください。

# ■医療補助金請求時の注意点

### 1. ひと月分の医療機関、調剤薬局等まとめて1度で請求する必要があります。

【例】〇	)=通院					C歯科だけ先に
	医療機関	A 内科	B薬局	C歯科	D外科	請求しない!
	受診月					•
	令和2年4月	0	0	0		まとめて
	令和2年5月			0	0	( )
	令和2年6月	0	0	0		1度で請求

上記の例で、C 歯科分(4~6月)のみ先に請求すると、4~6月分の給付が確定し、 後からA内科、B薬局、D外科の請求をしても対象外となります。

よって、4~6月分を請求する際は、A内科、B薬局、D外科もC歯科と一緒に請求する必要があります。

また、医療費通知による請求を行なう場合、上記の例で D 外科のみ掲載されていない状態で請求された場合は、4~6月分は給付が確定しているため、後に D 外科分が掲載された医療費通知で請求しても対象外となります。このような場合を防ぐため、領収証もあわせて確認のうえ、医療費通知をご利用ください。

外来や、調剤分のみ先に請求し、遅れて入院分を請求してしまい、追加請求となり 対象外となる事例も発生しています。十分ご注意ください。

#### 【参考】

1~3月分を5月に、4~6月分を8月になど、請求サイクルを決めておくことで追加請求を防ぐことが可能です。受診した翌月あるいは翌々月以降に請求することを心がけてください。また、医療機関に記入を依頼して請求する場合でも、「○○月~▲▲月分まで記入してください」と記入してもらう期間を指定して他医療機関と請求月を合わせるようにしましょう。

## 2. 請求書を送付したのに翌月に振り込まれていない。

【入金が確認できない主な原因】

#### (1)送金通知が届いていない。

・給付金送金一覧は、年1回(毎年1月末)の発送と なりました。送金確認は記帳して確認してください。

### (2) 記帳したが掲載されない。

- 互助組合に登録している口座と異なっている可能性があります。お持ちの通帳すべて記帳して確認してください。
- 登録している口座がわからない場合は、互助組合にお問合せください。
- 組合員、加入配偶者それぞれの口座に送金していますので、それぞれの名義の口座をご確認ください。

#### (3) 上記でも確認できない場合

重複請求等によって計算対象外となっているなど、様々な理由がありますので、互助組合へお問合せください。



## ■医療補助金Q&A

#### Q1:「医療補助金請求書」を入手するには。

A1:医療補助金請求書は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ① 本書「様式集」から切り取る。
- ② 本書「様式集」からコピーして利用する。 (なくならないようにできるだけコピーして利用してください。)
- ③ 互助組合のホームページからダウンロードして印刷する。(URL は裏表紙参照)
- ④ 互助組合に電話で依頼する。(095-824-4721)

Q2:月末に退院し、翌月に支払ったが、何月分として請求すればよいのか。

A2:支払った月ではなく、受診(入院)した月が基準となります。

Q3:受診した病院で医師の指示により、別病院で受診をした。医療費は合計してもよいか。

A3:病院が異なるため、医師の指示であっても合計できません。

Q4:調剤薬局名は同じだが店舗が異なる(互助薬局 本店と県庁支店など)場合は。

A4:店舗(所在地)が異なる場合は合算できないこととしています。

Q5:領収証にある「未収金」分も合わせて支払ったが、合計して請求してよいか。

A5:未収金と併せて支払った領収証のみでは、未収金分は対象外となります。必ず未収金が発生した「受診日がわかる領収証」が必要となります。 未収金が発生した場合でも必ず領収証をもらい、請求時に添付してください。

#### Q6:レシート状の領収証をもらったが、請求可能か。

A6: 領収証の内容が、10~12頁の「領収証の要件」を満たしているか確認してください。 要件を満たしていない場合は、病院側に要件を満たすよう領収証に付記を依頼してください。

#### Q7:既に請求した受診月分で、別の病院の領収証が見つかった。請求してよいか。

A7:平成30年7月より、<u>請求済みの受診月分は月を跨いで追加請求不可</u>となりました。追加請求は給付対象外となります。同一医療機関や調剤薬局のひと月分はまとめて1度で請求してください。(16頁上部も併せてご確認ください)

Q8:3月末に退職し、フルタイム再任用で仕事を継続しているが、退職互助部の医療補助金は、 請求する必要はないのか。

A8: 退職互助部の医療補助金は請求していただく必要があります。

フルタイム再任用の教職員の皆様は、現職互助組合員の資格も継続されていることになり、 現職事業の療養費(家族療養費)が適用されます。

退職互助部の医療補助金は、様々な附加給付や助成分を除いた額から計算を行いますので、 現職事業である療養費等の給付額を自動的に控除して計算されます。

例:令和2年5月受診 窓口負担5,000円(医療保険適用分)

現職療養費 (5,000-2,500)×65%=1,600円(自動給付)

医療補助金 {(5,000-1,600)-1,500}×60%=1,100円(**請求必須**)

なお、短時間勤務者は、現職療養費は給付されません。

#### Q9: 医療補助金と医療費控除の違いは?

A9: 医療費控除は1年間にかかった医療費合計から税金面の恩恵を受けられるもので、介護保険利用時にも申告することができます。(医療補助金は、介護保険適用分は対象外)

#### Q10:インフルエンザの予防接種を受けたが対象となるのか。

A10:医療補助金は、「保険外診療」分は対象となりません。また、予防接種は検(健)診・ドック補助金でも対象とはなりませんので、ご注意ください。

#### Q11:請求書を送付したが、振込みはいつなのか。

A 1 1: 互助組合が受付した翌月末日に送金します。(今年度の送金日は裏表紙を参照ください) なお、請求書を送付した日ではなく、互助組合が受け付けた日となりますので、送付日に より土日祝日で、受付が翌月となる場合があります。(16 頁下部も併せてご確認ください) (例:8月31日送付→9月3日受付→10月31日送金)

#### Q12: 想定していた給付額と異なるのだが。

A12:送付された医療補助金請求書を領収証等を、主に以下について審査しています。

- 医療機関毎、月毎に記入されているか。
- 保険外となる経費が含まれていないか。(介護保険適用分も対象外)
- 高額療養費(自己負担限度額)が適用されないか
- ・追加請求(同一診療月分を月を跨いで請求)に該当しないか など 上記の審査結果により領収金額等を訂正し、計算します。 確認が必要な場合は、互助組合へお問い合わせください。

#### Q13:請求書を送付したら、組合員台帳記載事項変更届が届いたが。

A 1 3:送付された案内に従って処理をお願いします。なお、請求された受診月時点の医療保険と 組合員台帳に登録されている医療保険が異なる場合は、審査できません。請求された受診月 の医療保険が確認できるよう変更届により届け出てください。

#### Q14:整骨院や、はり・灸院を利用したときの請求時の注意点は?

A14:医療補助金は、『保険診療』分が対象となりますので、【保険診療】と【保険外診療】がわかるような領収証を発行してもらうか、医療補助金請求書に保険診療と分かるよう記入してもらってください。

なお、審査時に保険診療とわからない記載があった場合は、対象外となります。

【はり・灸・マッサージ施術で保険が適用されるとき】

神経痛、リウマチ、腰痛症などの対象疾病や慢性的な疼痛かつ、医師の同意書を提出した場合とされています。(詳しくは、施術所か保険者へお問合せください)

#### Q15:領収証を送付すれば記入してもらえないのか。

A 1 5: 互助組合側で記入までしていると、医療補助金送金処理に膨大な時間が必要となってしまい、翌月末送金のスケジュールに大きな影響が出てしまいます。そのため、医療補助金請求書に記入し送付していただくようお願いしています。

また、領収証のみ送付された場合は、医療補助金請求書を添えて返送いたしますのでご面 倒ですがご記入の上、再度送付してください。

#### Q16: 医療費のお知らせ(医療費通知)で請求するにあたって注意する点はあるか。

A16:14頁に主な注意点を記載していますので、ご一読ください。 なお、原本を送付いただいても、ご返却できませんので確定申告等で使用される場合は、 必ずコピーを添付してください。

#### Q17:保険者から医療費のお知らせ(医療費通知)が届かない。

A17:任意継続制度を利用しているなどの場合は送付されない場合があるようですので、加入している保険者に確認してください。

送付先及び問合せ

**〒**850-8566

平日 9時~17時45分

長崎市尾上町3-1県教育庁福利厚生室内

(一財) 長崎県教職員互助組合 退職互助部

TEL: 095-824-4721 FAX: 095-825-4792